

# ツール・ド・九州2026佐賀県開催に係る当日イベント企画・運営業務委託仕様書

## 1 業務目的

令和8年10月10日（土）に開催される「マイナビ ツール・ド・九州2026 佐賀・福岡ステージ」において、佐賀県内のスタート地点及び唐津市内の観戦ポイント等における当日イベントを安全かつ円滑に実施し、来場者が国際自転車ロードレースを身近に感じ、選手への応援を楽しむことができる環境を整備する。

また、本大会は、唐津・玄海エリアの価値を高め、地域の新たな動きにつなげていく「唐津プロジェクト」の一環として実施するものである。

このため、本業務では、スタート地点や観戦ポイントを個別に運営するだけでなく、唐津の文化、歴史、食、自然その他の地域資源や、同日に市内で実施される催し等との連携を図り、朝の波戸岬でのレーススタートから花火大会が開催される夜まで、唐津市民及び来場者が一日を通して楽しむことのできる特別な一日を創出することを目的とする。

なお、本業務は、単なる設備、物品及び人員の手配にとどまらず、各会場の特性、競技進行、来場者動線、安全管理及び関係者との役割分担を踏まえた企画力、調整力及び現場運営力を必要とするものである。

## 2 業務概要

- (1) 業務名称 ツール・ド・九州2026佐賀県開催に係る当日イベント企画・運営業務
- (2) 履行期間 契約締結の日から令和8年11月30日（月）まで
- (3) 履行場所 佐賀県SSP推進局コンベンションチームが指定する場所
- (4) 業務上限額 説明書に記載する契約上限額の範囲内とする

## 3 主となる業務対象日

令和8年10月10日（土）

ただし、会場設営、リハーサル、関係者との事前調整、撤去及び成果品の作成等は、必要に応じて業務対象日の前後に実施すること。

## 4 業務対象場所

主な業務対象場所は、次のとおりとする。

- (1) スタート地点  
「世界海洋プラスチックプランニングセンター（愛称：プラプラ）」前
- (2) 観戦ポイント  
ア 唐津市役所前芝生広場  
イ 玄海みなとん里周辺
- (3) 山岳賞・中間スプリントポイント等  
ア 菖蒲峠（山岳賞ポイント名「菖蒲峠」）  
イ 舞鶴橋周辺（中間スプリントポイント名「唐津城」）

ウ 玄海みなとん里周辺（中間スプリントポイント名「ルート・グランブルー」）

(4) スタート地点一般来場者用駐車場

ア 波戸岬海浜公園南側及び佐竹義宣陣跡北側の広場

イ 唐津市波戸岬少年自然の家グラウンド

(5) その他、県が必要と認める場所

## 5 業務実施の基本的な考え方

- (1) 本業務は、競技運営そのものではなく、佐賀県が実施する来場者向けの観戦環境整備、地域演出、応援機会の創出、案内、安全管理及び関連業務を対象とする。
- (2) スタート地点は、大規模な滞在型イベント会場ではなく、国際自転車ロードレースが唐津から走り出す象徴的な瞬間を体験できる場として構成すること。
- (3) 過度な仮設物や演出を設けるのではなく、来場者動線、安全性、景観、設営条件及び費用対効果を踏まえた会場構成とすること。
- (4) 唐津市役所前及び玄海みなとん里については、公式ライブ配信と現地での観戦を組み合わせ、来場者がレースの展開を楽しみながら選手を応援できる環境を整えること。
- (5) 県、唐津市、ツール・ド・九州実行委員会、警察、消防、交通事業者、学校、地域関係者、機運醸成業務その他関連業務の受託者等と十分に連携すること。
- (6) 提案内容については、競技運営、交通規制、安全管理及び関係者の活動に支障を及ぼさないものとする。
- (7) 本業務は、第6章に定める「必須業務」と、第7章に定める「企画提案業務」により構成する。

必須業務は、提案者が必ず実施する業務であり、具体的な実施方法について提案を求める事項を含む。

企画提案業務は、必須業務に加えて、令和8年10月10日の唐津全体の盛り上がりにつながる企画を提案するものであり、最優秀提案者として選定された者の提案内容を基本として、県との協議を経て実施内容を決定する。

## 6 必須業務

提案者は、次に掲げる業務を必ず実施すること。具体的な実施方法について提案を求めている事項は、会場条件、費用対効果及び安全性等を踏まえて提案すること。

(1) 実施計画の作成及び運営準備

ア 県が示す大会概要、競技進行、会場条件及び関係者との役割分担を踏まえ、次の資料を作成すること。

- ・業務実施計画書
- ・会場ごとのレイアウト図
- ・タイムスケジュール
- ・運営マニュアル
- ・スタッフ配置計画

- ・関係者連絡体制表
- ・安全管理計画
- ・緊急時対応計画
- ・搬入、設営及び撤去計画
- ・駐車場及びシャトルバス運営計画
- ・荒天時対応計画

イ 各会場の現地確認を行い、設営場所、来場者動線、スタッフ動線、車両動線、電源、通信環境、風雨対策等を確認すること。

ウ 必要な関係者協議に出席し、資料作成、課題整理、現場確認等の実務支援を行うこと。

エ 第8章に定める業務実施体制を踏まえ、県、唐津市及び関係者が配置する職員等との役割分担を整理し、効率的な人員配置を提案すること。

オ 各会場の効率的かつ安全なレイアウト、来場者の暑さ、雨及び風への対応、駐車場の情報共有、映像配信停止等の突発事象への対応、会場間の連絡及び指揮命令体制その他業務の品質向上又は経費の効率化につながる運営方法を提案すること。

## (2) スタート地点の企画及び運営

スタート地点において、次の業務を実施すること。

### ア インフォメーション、応援グッズ配布及び来場者アンケート

インフォメーション、応援グッズ配布及び来場者アンケートの案内は、同一のテントで実施すること。

設備等の目安は、次のとおりとする。

- ・テント：1. 5 K×2 K程度を2張（連結して一体的に使用することを基本とする。）
- ・長机：4卓程度
- ・スタッフ用パイプ椅子：4脚程度
- ・案内表示、アンケート用QRコード掲示等：一式
- ・風対策用ウエイト：必要数

来場者は、原則としてテントの外側から案内、グッズ受領及びアンケート参加を行うものとし、来場者用の座席は設けない。

なお、応援グッズの搬入、仕分け、配布及び在庫管理は、原則として県又は唐津市の職員等が行う。

### イ 来場者用の一時退避・休憩スペース

スタート地点周辺には、一般来場者が日差しや小雨を避けるために利用できる建物が無いことから、来場者が一時的に退避又は休憩できる簡易スペースを設けること。

なお、当該スペースは、来場者全員を収容する大型待機施設又は観覧席として整備するものではない。

次の条件を目安として、会場動線、安全性、風対策及び費用対効果を踏まえ、具体的な配置及び運用方法を提案すること。

- ・テント：2 K×4 K程度を2張、又は同程度の面積を確保できる複数張

- ・ベンチ：W1，500×D450程度を30台程度
- ・利用想定：高齢者、子ども連れ、体調不良者その他一時的に休憩を必要とする者  
ベンチは、テント内及びその周辺に分散して配置し、来場者動線、観戦の妨げ又は転倒の危険が生じないようにすること。

なお、救護スペースとの役割分担及び配置についても考慮すること。

#### ウ 救護スペース

スタート地点の一般来場者を対象とする救護スペースを設け、看護師その他県が認める救護従事者を配置すること。

設備等の目安は、次のとおりとする。

- ・テント：1.5K×2K程度を2張、又は同程度の面積を確保できる複数張
- ・長机：2卓程度
- ・パイプ椅子：4脚程度
- ・簡易ベッド：1台程度
- ・利用想定：体調不良者、負傷者その他応急対応を必要とする者  
救護に必要な備品、連絡体制及び緊急搬送時の対応方法について提案すること。

#### エ サイクルラック

来場者が自転車を安全に駐輪できるよう、自転車100台程度に対応するサイクルラックを設置すること。

サイクルラックの仕様、配置、案内方法及び管理方法については、会場条件を踏まえて提案すること。

#### オ 仮設トイレ

スタート地点の既存トイレは、一般来場者が利用できないため、必要な数の仮設トイレを設置すること。

設置数は6基から8基程度を目安とし、男女別、手洗い設備、清掃、汲み取り、設置及び撤去を含めて提案すること。

#### カ 来場者案内及び安全管理

来場者の案内、誘導、危険箇所への立入り防止、混雑時の対応その他会場内の安全確保に必要な措置を講じること。

スタート地点の来場者数は200人から300人程度を想定するが、来場者数の増減に柔軟に対応できる運営体制とすること。

#### キ 会場サイン及び簡易装飾

来場者が会場内の施設、観戦場所、駐車場、トイレ等を容易に把握できるよう、必要な案内サインを設置すること。

会場の景観や大会の雰囲気損なわない簡易な装飾について、費用対効果を踏まえて提案すること。

### (3) 唐津東高等学校音楽部の演奏支援

スタート地点において予定する唐津東高等学校音楽部の演奏に関し、次の業務を行うこと。

- ア 出演人数は、生徒約25人及び引率者を想定すること。
- イ 生徒及び引率者について、唐津東高等学校とスタート地点との間の移動手段を確保すること。
- ウ 楽器輸送については、学校が指定する専門業者を利用すること。楽器輸送費は、税込5万5千円を見込むこと。
- エ 演奏用テントとして、1. 5K×2K程度のテントを3張、パイプ椅子を25脚設置すること。
- オ 楽器置場用テントとして、1. 5K×2K程度のテントを1張設置すること。
- カ 出演者の待機場所、楽器の搬入出動線及び雨天・日射対策を確保すること。
- キ 演奏は、スタート前のセレモニーにおけるファンファーレ、選手の送り出し及び選手再通過までの間に実施することを想定する。
- ク 音響設備は、原則として設置を要しない。
- ケ 具体的な演奏内容、時間、搬入出方法等について、県及び学校と調整すること。

#### (4) さざえのつぼ焼きのふるまい

波戸岬周辺のさざえのつぼ焼売店等と連携し、来場者にさざえのつぼ焼きをふるまうこと。

実施条件は、次のとおりとする。

- ・提供数：100食程度
- ・内容：1食当たり2個
- ・単価：1食当たり税込550円を見込むこと
- ・提供方法：整理券方式を基本とすること
- ・提供場所：さざえのつぼ焼売店等
- ・提供時期：選手スタート後、周辺の交通規制解除後を基本とすること

整理券の配布方法、提供時間、来場者案内、混雑防止及び提供事業者との調整方法を提案すること。

#### (5) 唐津市役所前におけるパブリックビューイング

唐津市役所前芝生広場において、ツール・ド・九州公式YouTubeライブ配信を、映像及び音声により視聴できる環境を整備すること。

- ア 200インチ程度を目安とする屋外用LEDビジョンその他同等以上の視認環境を確保すること。
- イ 映像設備、架台、音響設備、電源、通信設備、映像送出機器、設営、撤去及び必要なオペレーターを含むこと。
- ウ 日射、風雨、来場者動線、安全距離及び近隣への音響影響を考慮すること。
- エ 唐津市が同会場で実施する賑わいづくりイベントと十分に連携すること。
- オ 県独自の実況解説者又はMC等の配置は必須としない。ただし、提案者が企画提案業務として配置を提案することを妨げない。
- カ 公式ライブ配信の状況に応じた代替映像、通信障害時の対応等を提案すること。

#### (6) 玄海みなとん里におけるパブリックビューイング

玄海みなとん里周辺において、公式ライブ配信を映像及び音声により視聴できる環境を整備すること。

ア 屋外で視認可能な75インチ以上のモニター1台を基本とすること。

イ モニター、スタンド、音響設備、電源、通信設備、映像送出機器、設営、撤去及び必要な運営人員を含むこと。

ウ PV用テントとして、2K×4K程度のテントを1張設置し、パイプ椅子は50脚程度を目安として設置すること。

エ 画面の大きさ、輝度、設置位置、現地観戦者動線、日射対策及び来場者の安全確保について、会場条件を踏まえて提案すること。

オ 同会場は、選手が通過する中間スプリントポイント付近であることを踏まえ、現地観戦とライブ配信視聴を両立できる会場構成とすること。

カ 次項に定める簡易応援スポットを併設すること。

#### (7) 簡易応援スポットの設置

菖蒲峠、舞鶴橋周辺及び玄海みなとん里周辺に、応援グッズの配布等を行う簡易応援スポットを設置すること。

当該スポットは、歩道又は道路周辺の限られた空間に設置する小規模なものとし、歩行者及び観戦者の通行を妨げないものとする。

1か所当たりの設備の目安は、次のとおりとする。

- ・小型テント又は日除け設備：1張
- ・長机：2卓
- ・パイプ椅子：2脚
- ・風対策用ウエイト：必要数

テントの具体的な規格は、現地の歩道幅、風の影響及び通行動線を踏まえ、必要最小限のものを提案すること。

応援グッズの配布は、原則として県又は唐津市の職員等が行うものとする。

#### (8) 唐津くんち曳山披露支援

唐津市内において、唐津くんち11番曳山「酒呑童子と源頼光の兜」の披露及びお囃子を予定しているため、次の業務を行うこと。

ア 県、唐津市、曳山関係者及び競技運営関係者との調整を支援すること。

イ 曳山の配置、観覧者の動線整理、安全確保及び現場管理を支援すること。

ウ 曳山関係者への謝金として、10万円を計上すること。

エ 披露場所、時間、搬入出方法等は、競技運営及び交通規制に支障がないよう、県及び関係者と協議して決定すること。

#### (9) 一般来場者用駐車場の運営及び補助シャトルバス

スタート地点を訪れる一般来場者用として県が確保する次の駐車場について、運営及び一般来場者の輸送を行うこと。

なお、当該駐車場及び補助シャトルバスは、選手、チーム関係者、大会運営関係者、出演者その他の関係者用ではなく、原則として一般来場者を対象とする。

- ア 一般来場者用優先駐車場  
波戸岬海浜公園南側及び佐竹義宣陣跡北側の広場  
収容台数：100台程度
- イ 一般来場者用補助駐車場  
唐津市波戸岬少年自然の家グラウンド  
収容台数：200台程度
- ウ 駐車区画については、カラーコーン、ロープ、案内看板、誘導員その他現地条件に適した方法により、安全かつ効率的に駐車できる方法を提案すること。
- エ 各駐車場に必要な警備員又は誘導員を配置し、一般来場者の車両を安全かつ円滑に案内すること。
- オ 第8章(3)に定めるディレクターは、両駐車場の満空情報、車両流入状況及び補助シャトルバスの運行状況等を相互に共有し、一般来場者の車両を適切に誘導すること。
- カ 連絡手段として、無線機、携帯電話その他必要な機器を準備すること。
- キ 一般来場者用補助駐車場からスタート地点付近まで、マイクロバス2台程度による補助シャトル輸送を実施すること。
- ク 補助シャトルバスは、一般来場者を対象とし、午前8時から午前9時までの運行を基本とすること。
- ケ 運行ルート、乗降場所、運行回数、車両待機場所、乗降時の安全確保及び満車時の対応を提案すること。
- コ 復路の補助シャトル輸送については、一般来場者の動線、交通規制、徒歩移動の状況及び費用対効果を踏まえ、必要性及び実施方法を提案すること。

#### (10) 来場者数把握及びアンケート

- ア 各会場の来場者数を、会場の特性に応じた合理的な方法により概数で把握すること。
- イ スタート地点において、QRコードを活用した来場者アンケートを実施すること。
- ウ アンケートへの参加を促すための案内方法を提案すること。
- エ 来場者数把握及びアンケート案内に係る人員は、他の運営スタッフとの兼務を基本とし、同一業務について重複して人件費を計上しないこと。
- オ アンケートの質問項目については、大会事務局と県において作成する。
- カ 専任スタッフが必要な場合は、その必要性、配置場所、時間及び役割を提案書及び見積書に明示すること。

#### (11) 写真撮影及び記録

スタート地点及び唐津市役所前の2箇所について、業務実施状況、会場の様子、来場者の観戦・応援状況、地域演出等について、業務報告に使用できる写真を撮影すること。

動画撮影及び編集は必須としない。

なお、提案者が動画撮影その他の記録方法を提案する場合は、第7章に定める企画提案業務として、内容、活用方法及び費用対効果を示すこと。

#### (12) 副賞の手配

県が指定する内容に基づき、表彰等で使用する副賞の購入、包装、納品その他必要な手配

を行うこと。

- ・個数：6個
- ・金額：税込2万5千円／個程度

副賞の内容、納期及び納品場所は、県と協議して決定すること。

## 7 企画提案業務

提案者は、前章に定める必須業務に加え、次の趣旨及び条件を踏まえ、当日の唐津全体の盛り上がりにつながる企画を提案すること。

最優秀提案者として選定された者の企画提案については、提案内容を基本として、県との協議を経て、本業務の実施内容に位置付けるものとする。

### (1) 企画提案の趣旨

本大会は、佐賀県で初めて開催される国際自転車ロードレースであるとともに、唐津・玄海エリアの価値を高め、地域の新たな動きにつなげていく「唐津プロジェクト」の一環として実施するものである。

県としては、ツール・ド・九州を単独のスポーツイベントとして完結させるのではなく、令和8年10月10日を、朝の波戸岬でのスタートから市内各地での観戦や催し、夜の九州花火大会まで、唐津市民及び来訪者が一日を通して楽しむことのできる特別な一日としたいと考えている。

### (2) 関連する取組等

企画提案に当たっては、次に掲げる取組等を参考とすること。

ア 波戸岬に所在する世界海洋プラスチックプランニングセンター（愛称：プラプラ）をスタート地点とすること。

イ スタート地点が唐津市街地から離れており、周辺の飲食・休憩機能が限られていること。

ウ 唐津市が、玄海みなとん里周辺及び唐津市役所前において、観戦ポイントの設置や関連イベントを検討していること。

エ 同日夜に、唐津市松浦川で九州花火大会（主催：「第74回九州花火大会」実行委員会（佐賀新聞社、唐津市、唐津観光協会））の開催が予定されていること。

オ 市内の事業者、地域団体等においても、本大会に合わせた催しや取組が検討される可能性があること。

なお、上記の取組の内容は、今後の関係者調整により変更される場合がある。

### (3) 提案を求める内容

提案に当たっては、次の視点を踏まえること。

ア 朝のスタートから夜の花火大会までの一日を通じた唐津の体験としてつなぐこと。

イ スタート地点、観戦ポイント、唐津市街地その他の会場間の連携や回遊につながること。

ウ 既存の催し、施設、地域資源及び民間事業者等の取組を生かし、相乗効果を生み出すこと。

エ 唐津市民が大会を身近に感じ、自ら参加し、選手への応援を楽しむことができること。

オ 唐津で開催される特別感や、佐賀県初開催の記憶が残ること。

カ 委託料上限額の範囲内で実現可能であり、費用対効果に優れ、競技運営、交通規制、来場者動線及び安全管理に支障を及ぼさないこと。

提案する企画の数及び内容は任意とする。

提案書には、企画の目的、内容、実施場所、実施方法、関係者との連携方法、必要な人員及び設備、概算経費並びに期待される効果を記載すること。

## 8 業務実施体制

- (1) 業務全体を統括する総括責任者を1人配置すること。
- (2) スタート地点、唐津市役所前及び玄海みなとん里には、各会場を統括する責任者を配置すること。
- (3) 駐車場及び補助シャトルバスの運営を統括するディレクターを配置すること。
- (4) 各責任者の氏名、役割、連絡先及び指揮命令系統を明確にすること。
- (5) 県、唐津市その他関係者が配置する人員との役割分担を明確にし、重複のない効率的な体制を構築すること。
- (6) 人件費の積算に当たっては、配置場所、役割、配置時間、人数及び単価を明示すること。
- (7) 総括責任者、各会場責任者及び駐車場・補助シャトルバス運営ディレクターは、業務の遂行に支障がない場合に限り、相互に兼務することができる。同一人物が複数の業務を兼務する場合は、その内容を明示し、人件費を重複して計上しないこと。

## 9 安全管理

- (1) 来場者、出演者、スタッフその他関係者の安全を最優先とすること。
- (2) 仮設テント、映像設備、看板等について、強風、転倒、飛散及び感電等を防止するための措置を講じること。
- (3) 歩道上又は道路周辺に設備を設置する場合は、歩行者動線及び緊急車両の通行を妨げないこと。
- (4) 救護、熱中症、体調不良、事故、迷子、落とし物その他の事案に対応できる体制を整えること。
- (5) 荒天その他の理由により業務の全部又は一部を変更又は中止する場合の判断基準、連絡体制及び対応方法を整理すること。
- (6) 本業務の実施に起因する対人事故及び対物事故等に備え、イベント賠償責任保険その他本業務の内容に応じて必要となる保険に加入すること。なお、受託者が手配する車両については、運行事業者において法令上必要な保険及び任意保険に加入していることを確認すること。

## 10 業務対象外

次に掲げる業務は、原則として本業務の対象外とする。

- ・自転車ロードレースの競技運営
- ・交通規制そのものの実施
- ・警察協議の主体
- ・選手及びチームの運営対応
- ・公式ライブ配信映像の制作
- ・コース全体の警備
- ・大会全体及び競技関係者を対象とする救護
- ・事前広報全般
- ・応援グッズの制作並びに応援グッズ自体の搬入、仕分け、配布及び在庫管理
- ・ホームページ及びSNSの通常運用
- ・交通規制の事前周知
- ・大規模な飲食出店イベント
- ・県独自の長時間のステージイベント
- ・ドローン撮影その他特殊な映像撮影

ただし、本業務の実施に必要な連携、情報共有及び現場調整は行うこと。

## 11 県等との役割分担

- (1) 県は、業務の基本方針の決定、主要関係者との調整、県職員の配置、唐津市との人員配置に係る調整その他必要な支援を行う。
- (2) 受託者は、県の方針及び関係者との協議内容を踏まえ、実施計画、会場設営、物品及び人員の手配、現場運営、資料作成その他本業務の実施に必要な実務を行う。
- (3) 詳細な役割分担については、契約締結後、県と受託者が協議して決定する。

## 12 成果品

受託者は、次の成果品を県が指定する期日までに提出すること。

- (1) 業務実施計画書
- (2) 会場レイアウト図
- (3) 運営マニュアル
- (4) スタッフ配置計画及び役割分担表
- (5) 安全管理計画及び緊急時対応計画
- (6) 駐車場及びシャトルバス運営計画
- (7) 関係者連絡体制表
- (8) 当日実施報告書
- (9) 会場別来場者数集計結果
- (10) 来場者アンケート集計結果
- (11) 写真データ

(12) その他県が必要と認める資料

成果品は、編集可能な電子データ及びPDFデータにより提出すること。

### 13 経費及び見積書

- (1) 提案額には、本仕様書に定める必須業務及び企画提案業務を実施するために必要な全ての経費を含めること。
- (2) 見積書は、業務項目ごとに、数量、単価、人数、日数、時間、諸経費その他積算根拠が確認できる内訳を添付すること。
- (3) 人件費については、配置場所、役割、配置時間及び人数を明示すること。
- (4) 第6章に定める必須業務と第7章に定める企画提案業務に係る経費を区分して示すこと。
- (5) 同一の人員、設備又は経費を複数の業務項目に重複して計上しないこと。
- (6) 県又は唐津市が配置する職員等で対応することを前提とする業務については、その旨を明示すること。

### 14 業務内容の変更

関係者との調整、会場条件、競技運営、交通規制、荒天その他の事情により、当初想定した方法での実施が困難となった場合は、県と受託者が協議のうえ、業務目的及び同等以上の効果を確保できる範囲で、実施方法、数量、配置等を変更できるものとする。

ただし、契約金額の変更を伴う場合は、別途県と受託者が協議する。

### 15 その他

- (1) 受託者は、関係法令及び県の規程等を遵守すること。
- (2) 本業務の実施に当たり知り得た情報を、県の承諾なく第三者に漏らしてはならない。
- (3) 制作物、成果品及び撮影物の著作権等の取扱いについては、契約書の定めによる。
- (4) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定する。